平 成 28 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

１．所管事務調査 …………… １

平成 ２ ８ 年 ９ 月 ２ ７ 日（火曜日）

建設環境委員会会議録

平成２８年　９月２７日　火曜日
　午後１時００分開議
　午後３時０９分閉議（実時間１９分）

○本日の会議に付した案件

１．所管事務調査
　・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
　・生活環境に関する諸問題の調査
　　（管内調査（環境センター建設現場進捗状況調査））
　　（一般廃棄物収集運搬業許可更新処分に係る取消訴訟について）

○本日の会議に出席した者

委員長	福嶋安徳	君
副委員長	中山諭扶哉	君
委員	古嶋津義	君
委員	松永純一	君
委員	村上光則	君
委員	百田　隆	君
※欠席委員	野﨑伸也	君
	増田喜一	君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部

市民環境部長	堀　康彦	君
廃棄物対策課長	山口　修	君
環境センター建設課長	山口敏朗	君

○記録担当書記　　鶴田直美　君

（午後１時００分　開会）

○委員長（福島安徳君）　みなさん、こんにちは。定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから、建設環境委員会を開催いたします。

◎所管事務調査
・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
・生活環境に関する諸問題の調査
（管内調査（環境センター建設現進捗状況調査））

○委員長（福島安徳君）　本日は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査を議題とし、環境センター建設現場における進捗状況について、管内視察を行うこととしております。

なお、先日の委員会招集にてお知らせしておりました案件以外にもお手元配布レジュメのとおり、項目を１件追加しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の日程につきましては、まず、環境センター建設現場の進捗状況の管内調査を行い、次に、一般廃棄物収集運搬業許可更新処分に係る取消訴訟についてを行うことといたしております。

それでは、執行部に管内調査の行程等について、説明を求めます。

○市民環境部長（堀　康彦君）　こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民環境部の堀でございます。本日は、管内調査、大変お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

環境センター建設事業につきましては、熊本地震の影響でしばらくの間工事を中断しておりましたが、８月からエネルギー回収推進施設の杭工事を開始しておるところでございます。本日は現地にて工事状況を御視察いただきますようよろしくお願い申し上げます。また、委員長からお話いただきましたように追加の項目でございますが、新たに本市に対しまして裁判が提起されましたので、その内容をご説明させてい

ただければと思っております。座らせていただき、本日の日程につきまして、もう少し御説明させていただきます。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

それでは、お手元のレジュメがあろうかと思いますが、このあと、鏡支所を御出発いただき、１３時３５分ごろから環境センター建設地で視察をしていただきます。環境センター建設課職員工事関係者がおりますので詳しい説明を現地でさせていただきたいと思います。５０分程度視察をしていただきまして、その後視察を終了後現地を出発していただき、１５時をめどに鏡支所到着を予定としております。お帰りいただきましたら、一般廃棄物収集運搬業許可更新処分に係る取消訴訟につきまして御説明をいたします。

本件につきましては、本年８月１０日に熊本地方裁判所に本市を被告とする訴えが提起をされまして、９月１５日に本市に訴状が届いております。本日は、訴状の内容、訴状に対する本市の考え、今後の対応等についてお帰りいただきましたところ御報告させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。本日はお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君）　今、説明していただきましたけれども、何か御質問等ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

はい、ないようです。それでは管内調査のため、しばらく休憩いたします。

（午後１時０４分　休憩）

（午後２時５４分　開議）

○委員長（福嶋安徳君）　みなさん、お疲れでした。それでは、休憩前に引き続き、建設環境委員会を再開いたします。

ただいま、管内調査いたしました施設等について、何か質疑、御質問等はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようです。以上で、管内視察を終了いたします。

・（一般廃棄物収集運搬業許可更新処分に係る取消訴訟について）

○委員長（福嶋安徳君）　次に、一般廃棄物収集運搬業許可更新処分に係る訴訟取消について、執行部から発言の申し出があっておりますので、これを許します。

○市民環境部長（堀　康彦君）　先ほどまで、暑い中、お疲れ様でした。暑い中、本当にありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

それでは、山口廃棄物対策課長より、一般廃棄物収集運搬業許可更新処分に係る取消訴訟について、御説明させます。

○廃棄物対策課長（山口　修君）　みなさん、こんにちは。廃棄物対策課長の山口でございます。座らせていただきまして説明をさせていただきます。

それでは、一般廃棄物収集運搬業許可更新処分に係る取消訴訟について、御説明いたします。

本件につきましては、本年８月１０日に熊本地方裁判所に本市を被告とする訴えが提起され、９月１５日に本市に訴状が届いております。本日は、訴状の内容、訴状に対する本市の考え、今後の対応等について御報告させていただくものでございます。

裁判手続きにつきましては、随時、議会のほうに御報告させていただきながら、慎重に事務を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本件は本市を被告とする訴訟に関するものでございまして、委員の皆様からの御質問に対しまして、今後の裁判手続上、影響があると考えられる場合には、お答えを控えさせてい

ただくこともあろうかと思いますので、どうぞ御理解をお願い申し上げます。

それでは、お手元に配布しております資料に基づきまして説明いたしたいと思います。

まず、１ページをごらんください。項目の１番目、訴訟の概要でございますが、原告は、千丁町の株式会社Ｊ・クリーン代表取締役城誠二氏、被告は八代市でございます。（３）の請求の趣旨でございますが、八代市長が本年３月１１日付けで行いました、有限会社ティ・エム・ディに対する一般廃棄物収集運搬業許可更新処分の取消を求めるものでございます。千丁管内の一般廃棄物収集運搬業務委託契約につきましては、平成２７年１１月にＪ・クリーンが同業務委託契約上の権利を有する地位にあることの確認、及び委託料相当分の支払いを求める地位確認請求訴訟が提起されており、現在係争中でございます。

今回、原告は、先の提訴に追加して本件取消訴訟を提起し、両訴訟の併合審理を求めております。併合審理を求める理由を枠囲みの中に記載しております。訴訟によりますと、本件訴訟においては、ＴＭＤに対する許可更新処分の取消事由の判断にあたり、本件処分を前提とする千丁地区の一般廃棄物収集運搬業務委託契約の締結経緯等が重要な事実となることから、現在、熊本地方裁判所民事第３部合議Ｂ係に継続中である地位確認等請求訴訟と併合して審理することが訴訟経済上有益である。と、主張されております。この弁論の併合とは、紛争解決の統一性確保及び審理の効率向上を図るため、関連する請求を併合する制度でございます。

次に、項目の２番目、原告の主張及び取消訴訟の手続について、御説明いたします。まず、（１）取消訴訟とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟の一種で、行政庁の処分の取り消しを求める訴訟のことでございます。

仮に原告の請求が認められ、判決が確定いたしますと、本市が平成２８年３月に行ったＴＭＤに対する一般廃棄物、収集運搬業、許可更新処分は、なかったことになります。

２ページをごらんください。（２）でございますが、取消訴訟の審理の流れについて御説明いたしますと、①の要件審理とは、取消訴訟が提起されますと、まず訴訟要件が審理されます。要件が具備されていると認められますと、②の本案審理に進むこととなります。しかし、要件を欠く場合には、訴えが却下されます。次に、②の本案審理でございますが、①の用件審理において訴訟要件を備えていると認められますと、処分取消の請求の当否、すなわち許可更新処分に違法があるか、市長の裁量に逸脱乱用があるか、審理されます。

続きまして（３）取消訴訟の訴訟要件について御説明いたします。訴訟要件とは、訴えが適法である要件のことで、訴訟要件を欠く訴えは審理されず、却下されます。訴訟要件には、①から⑥まで６つの用件がございますが、特に裁判上、重要とされるものは①の処分性、②の原告適格、③の訴えの利益、の３つでございます。

まず、①の処分性ですが、取消訴訟の対象となる処分とは、行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為であると、行政事件訴訟法に規定がございます。原告の主張は、本市がＴＭＤに対して行った一般廃棄物、収集運搬業、許可更新処分は、直接国民の権利義務を形成することが廃棄物処理法上認められているものに該当し、取消訴訟の対象となる行政庁の公権力の行使にあたる、と主張されております。

次に、②の原告適格でございますが、取消訴訟は、当該処分又は裁決の取り消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる、と規定されております。原告の主張は、一般廃棄物処理業の許可処分の取り消しについて争われた平成２６年の最高裁判決を引用し、既に許可又は更新を受けている者は、

許可処分又は許可更新処分の取り消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する者というべきである。と判示したとして、このことから原告は、ＴＭＤに対する許可処分がなされたとき、または許可更新処分がなされたとき既に、許可を受けていた者であり、その取り消しを求めることについて法律上の利益を有する、と主張されております。

３ページをごらんください。次に、③の訴えの利益ですが、②の原告適格と同じ規定により、訴えにより具体的な利益があることが要件とされております。原告の主張は、本市が入札参加資格要件として、許可を受けていることや千丁地区に事業所があることなどとしており、こうした用件を満たす業者はＴＭＤと原告しかいないため、ＴＭＤに対する許可更新処分が取り消しされれば、原告が千丁地区の一般廃棄物収集運搬業を受託できることとなることから、具体的利益がある、と主張されております。

④から⑥につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

（３）の裁量処分の取り消しでございますが、行政事件訴訟法第３０条の規定によりますと、行政庁の裁量処分につきましては、その裁量に逸脱・濫用があった場合に限り、裁判所がその処分を取り消すことができるとされております。仮に、用件審理において訴訟要件を満たすことが認められますと、本案審理の手続に入り、本市の行ったＴＭＤに対する許可更新処分に裁量権の逸脱・濫用があるかどうかが審理されることとなります。

原告の主張は、本市の許可更新処分には裁量権の逸脱・濫用があり、違法であるとしております。具体的に申しますと、①平成２６年最高裁判決におきましては、市町村長が廃棄物処理法に定められました許可要件該当性を判断する際には、需要の均衡、その変動による既存の許可業者の事業への影響、を適切に考慮しなければならず、これらを考慮しなかった場合、市町村長に裁量権の逸脱があること。また、②の平成２６年環境省通知においても、同様の規範を強調していると主張されております。

この①と②の２つを踏まえたうえで、③でございますが、新たに千丁地区に１社ふえれば需給の均衡が崩れるため、本市がそのような需給の均衡を考慮していないと主張されております。また、④でございますが、本市が許可更新処分にあたり、需給の変動による既存の許可業者である原告の事業へ影響を考慮していないと主張されております。

そのほか、⑤の、ＴＭＤが政令の基準に反する積替え保管を行っていることや、⑥の、本市がＴＭＤの利益を考慮したおそれがあること、などを主張されております。

４ページをごらんください。項目の３番目、訴状に対する本市の考えについて、でございます。

本市が行ったＴＭＤに対する許可更新処分については、原告が主張するような廃棄物処理法の趣旨や最高裁判決に反するものではなく、裁量権を逸脱するものではないことから、許可更新処分には何ら違法性はないと認識しており、原告請求の棄却を求めるものでございます。

次に、項目の４番目、今後の対応等につきましては、訴状が９月１５日に届いております。また、市の考えを主張する答弁の提出期限が１０月５日とされております。したがいまして、早急に本市の代理人弁護士としての依頼、契約締結を行う必要がございましたので、既に９月１６日に契約をさせていただいております。手続の流れにつきましては、記載のとおりでございます。

最後に（２）の裁判費用に係る予算等についてでございます。代理人弁護士につきましては、先に提訴された地位確認請求訴訟と関連した訴

訟でありますことから、中松洋樹弁護士に依頼しております。本市の代理人弁護士の委託料につきまして、予算を取り急ぎ執行する必要がございましたので、本来であれば補正を行い、執行すべきところでございますが、訴状が届いたのが９月１５日、裁判所に提出する答弁書の提出期限が１０月５日ということでございまして、すぐに弁護士に依頼する必要がありました。したがいまして、財政課とも協議を行い、既決予算を流用して予算を執行し、９月１６日に契約締結を行ったところでございます。

③の予算額でございますが、平成２８年度の予算につきましては、着手金等として１１万円を執行しております。この１１７万円の中には、裁判所への出頭に対する日当が、１日２万円の３回分で６万円、通信費等の実費３万円などが含まれております。２９年度以降につきましては、当初予算で日当分の２４万円、裁判が終わります最終年度には、成功報酬として１０８万円を見込んでおります。この予算の積算根拠は、弁護士からの見積もりによるものでございますが、日本弁護士連合会作成の報酬の目安に準拠したものとなっております。別添の参考資料としまして、環境省通知、最高裁判決文を添付しております。

以上、駆け足でございますが、説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君）　ほかに、何かないですか。

○委員（村上光則君）　はい、いっちょ、よかですか。改めて、９月１６日に再契約をしたっですか。

○廃棄物対策課長（山口　修君）　はい、１６日でございます、９月１６日でございます。

○委員（村上光則君）　９月１６日というと議会の最中たいな。その前にこの会議を開くちゅうことはできんだっただろうか。

○廃棄物対策課長（山口　修君）　１５日に訴状が届きまして、その後、市長決裁までの決裁関係、それから１０月５日には答弁書を出さなければいけないということもございまして、取り急ぎ弁護士を選定しないと期日に間に合わないというおそれがございましたので、救急でございますが、そういう風な執行をしたところでございます。

○委員（村上光則君）　間に合わんから、委員会開かんだったってことかいな。

○委員長（福嶋安徳君）　ほかにありませんか。それでは、ないようです。

以上で、一般廃棄物収集運搬業許可更新処分に係る取消訴訟についてを終了いたします。

ほかに当委員会の所管事務調査について、何かございませんでしょうか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君）　ないようです。ほかに、当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようです。以上で、本日の委員会の日程は、全部終了いたしました。これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午後３時０９分　開会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する

平成２８年９月２７日

建設環境委員会

委　員　長